

市総務局人事部給与課担当係長以下、市労連書記次長以下との事務折衝

令和6年10月18日(金曜日)大阪市労働組合連合会(市労連)との交渉の議事録

(市)

まず、いただいている要求項目のうち、給与課の諸手当非正規部分の確認をさせていただいた後、内容に入っていければと思っている。要求項目のうち、2項目の諸手当部分、こちらの地域手当以外の部分の住居手当、扶養手当のところについては、給与課で対応させていただきたいと思っている。

(組合)

住居手当、扶養手当。

(市)

そうである。

(組合)

地域手当以外か。

(市)

そうである。地域以外の部分とかのところ。

(組合)

通勤もか、だから。

(市)

そうである。地域以外の部分は、手当ラインのほうで対応させていただきたいと思っている。続いて、16項目め、夜間勤務手当、超過勤務手当、そちらの部分も給与課で対応させていただきたいと思っている。続いて、18項目め、その他のところの(7)、こちらの部分と(8)である。あと、人事課と給与課ということで、災害時における交通費のところである。こちらも給与課のほうで対応させていただきたいと思っている。続いて、19項目めの新型コロナウイルスのところの手当部分については、給与課のほうで対応させていただきたいと考えている。以上となる。次、内容のほうであるが、まず、資料をお配りさせていただきたいと思っている。例年と同じ資料になっているが、本給のほうと、今、給与改定のところの給料表とかを今、事務折衝していただいているかと思っていて、一応、人勧どおりに実施というのを前提とさせていただいていることにはなっているが、こち

ら、会計年度任用職員の給与改定についてということで、改定内容としては、行政職の改定に準じて、事務・技術職員の区分を次のように改定する。1のA、B、Cについては、現行初任給であれば、146,160円のところ、改定後165,300円ということで、改定額19,140円になり、その改定率は13.10%になると。で、2 A、Bについては、現行初任給であれば、177,828円のところ、改定後、198,244円ということで、改定額20,416円になり、その改定率は11.48%になると、そういう資料の見方になっている。事務・技術以外にも、例えば行政職給料表でも、司書であるとか臨床心理職員であるとか、それぞれ初任給の基準が違うものであったりであるとか、行政職以外にも保育士があつたり、看護師があつたりとかするのだが、事務技術以外のところは、今、一応一括して表の下、その他給料表に基づいて報酬を定めている職員についても、給料表の改定に準じて改定するということで書かせてもらっているが、また、本務職員の給料表のほうが全て確定したら、その他の給料表のほう、会計年度についても、お示しさせていただくと。たぶん、去年も同じようにさせてもらっていたのだが、もっと全職種の分が載ったものに表を差し替えさせていただくということになる。給与改定の対象についてなのだが、会計年度任用職員の全ての職について改定があるのかというと、そういうわけではなくて、給料表に基づかない職というのが一部あるので、そちらは対象外になっていると。例えばなのだが、国や他機関との調整により、給料表、給料の額が決定されるもの。例えば医師会とかの協議に基づき、大阪府内で統一単価を使用している医師の方であるとか通訳の方、JETプログラムにおける国際交流員の方や大阪市外国語指導員C-NETと言われる方、そちらの方が、それに当たる。そのような給料表に基づかない職については改定を行わないということになり、特段、変更はない。提案するのは、あくまで給料表に基づいて報酬を定めている職については、給料表の改定に準じるよと、そのような説明になっている。あと、2番の実施時期についてのところなのだが、令和6年4月1日に遡及して実施することといたしたいと考えている。ただし、12月期の期末手当、勤勉手当の支給対象とならない職員については、各給料表の改定後、公布の日の翌月から速やかに実施したいと考えている。一応、例年どおり、年内の精算というのを行うのであれば、皆さん、ご存じかと思うが、11月末頃に議決して、12月1日からというふうにはなるかと思うのだが、今年スケジュールのほうがまだ確定ではないので、一応、昨年も、給与改定の会計年度予算の実施時期というので、提案とかさせてもらっていたと思うのだが、遡及がない方については、公布の日の翌月からというの遡及はないよというので、こちら、今年は書き方をこのように改めさせていただいている。続いて、記載はないのだが、任期付職員と臨時の任用職員の給料月額の改定については、本務の給料表を適用しているので、改定内容と実施時期は、本務職員と同じになる。以上となる。

(組合)

もう例年ベースということ。遡及もするし、はい、特に何もない。これに関しては。

(市)

特に初号付近なので、やっぱり今年の改定が、結構やっぱり初任給付近の方に結構積まれているので。

(組合)

これ、そうか。再任用との関わりか。

(組合)

おそらく。

(組合)

また。

(組合)

はい。

(組合)

そうか。本当だ。

(市)

改定率が通常2.92だったと思うのだが、全体で見たら。やはり若手に配分ということで、初号、その部分に、すごく積まれているので、会計年度だけでいうと、13%とか、一番高い2Bのところの一番上でも5.97で6%ぐらいであるというような感じになっている。

(組合)

1級やばい。これ、だめだ。

(組合)

実際、私の周りでも、辞める人、再任用ではなくて会計年度でいくかという人が多いのです。

(組合)

たぶん制度的に成り立ちが違うっていうのも、我々も、もちろん理解もしてやってて、そういういた説明もするのだが、やはり実態のところでいうと、うちの会計年度って、年齢層の高い職員が多く、若い職員があまり来ない。そういう意味では、これをしてすることで、

若い方が来てくれれば、それでいいかも。いいんか。分からぬけど、まあ総じてどうかは置いといて、会計年度だけに関して言うと、そこは若い会計年度任用職員も増えるんではなかろうかという気もしないでもないのだが、やはり現場実態というのはどうしても年配の方が多い中でいくと、この再任用と、もうこれ完全にはひっくり返ってないのか。

(組合)

いや、そう、そう。

(組合)

Aはぎりぎり。Aぎりぎり。

(組合)

いや、時間相当でいったら、2級時短だから、30時間の場合で見たほうがいいのではないか。

(組合)

ああ、そうか。

(組合)

30時間で見たら、改定額が19万円だから、Aがぎりぎり下であるが、BとかCだったら、再任用よりも会計年度のほうが。

(組合)

そうか。これ、時短の額だ。ごめん。間違えた。

(市)

そうである。フルじゃない。30、週30時間での額。

(組合)

再短なのか。全然、無理でないか。

(組合)

Aの人だったら。

(組合)

Aもだめではないか。185,000円だろう。この195,000円のこれ、だから、こここれに

38分の30にしないとだめではないか。

(組合)

これでないか。

(組合)

違う。それ2だろう。

(組合)

それ、2だ。

(組合)

2だ。

(組合)

1だ。

(組合)

難しいところだ。だからといって、会計年度、上げないわけにもいかない。

(市)

そうである。この本務職員のこの号給にというので、個別で給料表っていうのを、大阪市でいうと、作ったわけでなくて、給料表みたいに持つてはいるが、あくまで本務職員のこの級・号給に、あくまで時間で割り落としているというところなので、そこは時間で割り落とす以外の要素というのは入れてはないので、何かこう本務が上がってるのに上げないっていうのは、基本的に制度、本務に準じて見にいって書いてあるところからいくと、やっぱりそれはできないのかなと。

(組合)

まあ別だ。やはり再任用のとこ、上げにいかないっていうことだ。

(組合)

そういうことになる。

(組合)

やり方としては、本来。そうだけど、定年前しかなくなるわけで。一旦、分かった。そ

の辺を見にいかないと、かもしれない。それでも結局考え方は、ほかの給料表も一緒。額が出ていないが、たぶん、同じようにやつたら、また、いろんなところも絶対出てくる。

(市)

専門とか技能。

(組合)

ええ。

(市)

それは一緒である。時間で割り落としているだけなので。

(組合)

むしろ、もう機械的って話なのか。

(市)

そうである。どちらかというと、本務職員の給料表が決まれば、もう自動的に、こっちも決まるっていうような仕組みになっているので。

(組合)

はい。分かった。この点についてはオーケーである。オーケーでないけど、はい。

(組合)

はい。

(組合)

手当のところで、たぶん、小委員会のときにも、少し書記長からあったと思うが、市の人勧と國の人勧のところで、若干違いが。いわゆる通勤手当のところと、再任用の住居手当等のところである。人勧が言っているのでということには、たぶん、大阪市側はなるんだろうと思うのだが、いわゆる國の人勧と違う対応するということでいいか、一旦。まだ、そこまで出でていなか。

(市)

ここまで。今もちろん人事委員会勧告が出て検討をしているというところにはなっているので、今うちとしての回答というのは、まだ。

(組合)

まだ分からぬといふことか。

(市)

そうである。

(組合)

ちなみにでいいので、こないだもらった資料に出た通勤手当の今55,000円か、うち。

(市)

そうである。

(組合)

出てる人。

(市)

超えてる人、3人である。

(組合)

55,000円超は3人。

(市)

3人。で、しかも割と遠いところから通っている方たちである。

(組合)

どれぐらい超えてる。新幹線、乗ってないか。

(市)

新幹線、乗っている人もいる。

(組合)

乗っている。

(市)

いえ。乗っている人と乗っていない人が。

(組合)

乗っているか分からぬいか。55,000円しか出してないから。

(市)

そうである。55,000円しか出してない。

(組合)

新幹線エリアではあるということか。

(市)

そうである。完全にそうである。

(組合)

まじか。

(市)

割と何でいうか、府内のどこから来るとかでなくて、完全に他の都道府県から。

(組合)

もう岡山とか、そんなレベルか。

(市)

そうである。

(組合)

一旦いるということで。いるのね。その辺、うちは今の時点でいうと、気にしているので、市側さんの対応をどうされるのかというのは、また、どこかのタイミングでお示しいただきたいと思っている。それぐらいである。

(市)

分かった。では、今日は一旦、終わりということで。

(組合)

はい。ここまでで結構である。

(市)

では、この後、たぶん、次の日程調整とかがあるので。

(組合)

お願いする。